

【重要】

早期卒業認定に関する申請手続きについて (2023年4月進学者対象)

本学部では、法学部規則第10条の2及び法学部早期卒業制度規則(以後、「早期規則」)に基づき、「進学した年度の3月」又は「進学した年度の翌年度の9月」での早期卒業を申請に基づき認めます。

2023年4月進学者(2A 終了時に申請した者は除く)の中で希望する者は、法学部便覧掲載の早期規則を熟読し、要件(早期規則第2条第2項)を満たしている者は、以下の申請期間内に手続きを行うこと。様式(計画書【3S 終了時用】)をダウンロードし、必要事項を記入の上、学部チーム窓口に持参するか、以下のアドレス宛に添付してメール送信すること【厳守】。

[gakubu.j\(AT\)gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:gakubu.j(AT)gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

※(AT)は@に変更してください。

申請の際には、計画書の提出を求める(早期規則第2条第3項)ので、早期卒業後に進学予定の高等教育機

関(具体名は不要)など、事前に学修目的・計画を立てる必要がある。

申請期間:2023年9月 25 日(月)～29 日(金)

注)期間外の受付は一切行わない

可否については、本学部学務委員会での判断の後に、10月中旬(2023年度 A セメスター履修確認・修正期間前)までに、個別にメールにて連絡する。

2023年6月 2 日 法学部